

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和6年8月7日

総務大臣 松本 剛明  
文部科学大臣 盛山 正仁  
農林水産大臣 坂本 哲志  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫  
環境大臣 伊藤 信太郎 殿

飯山市長 江沢 岸生  
(公印省略)

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：北原棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
瑞穂村地域 北原の棚田  
範囲については、別添1のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
  - (1) 棚田等の保全
    - 耕作放棄の防止・削減
      - ・現在の耕作面積（13ha）を維持する。
      - ・放棄地ゼロの取組として、草刈り等による保全管理を行う。
    - 生産性・付加価値の向上
      - ・自走式草刈機を活用し、畦畔の草刈り作業を現状0.3haのところ1ha行う。
    - 有害鳥獣対策
      - ・棚田エリアを囲む山林（里山）の下草刈りや枝木の伐採を行い、緩衝帯を整備する。
      - ・既に設置されている電気柵について、引き続き、維持管理を行う。
    - 集落機能強化
      - ・高齢者宅及び棚田エリアの草刈り等を行う。
  - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
    - 良好な景観の形成
      - ・現在、アジサイの植栽は行っていないが、景観作物として新たに毎年度2箇所各20本植栽する。
      - ・水路及び道路の維持、集落内の雑草地の解消により、地域から眺める景観を保全する。
    - 伝統文化の継承
      - ・祭りについて歴史的、文化的な観点から学ぶ機会を増やし、理解を深めながら伝統文化を継承していく。
    - 棚田散策ルートの設定と整備
      - ・美しい景観の棚田を気軽に安全に散策できる環境を整備し、散策ルートマップの作成を行う。
  - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
    - 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
      - ・空き家への移住者を募集する。
      - ・棚田エリアの資源を活用した商品（くるみ、米、クロモジ商品等）を販売し、現在は年間10人の関係人口を年間50人以上確保する。
    - 棚田を観光資源とした地域振興
      - ・商品の販売に伴うイベントの開催や、マルシェ等のイベントへ出店を行い、北原の棚田のPRを行う。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ①棚田等の保全

###### ○耕作放棄の防止・削減

- ・棚田の現在の耕作面積を維持する。
- ・ビーバー等により草刈り等による保全管理を行う。

###### ○生産性・付加価値の向上

- ・自走式草刈り機を新たに1台以上導入し、作業時間の削減を図る。(4時間/日)

###### ○有害鳥獣対策

- ・枝木の伐採が可能なビーバーやチェーンソー等を新たに導入し、作業の効率化を図る。
- ・既に設置されている電気柵について、引き続き、高い対策効果が発揮できるよう適切な維持管理を行う。

###### ○集落機能強化

- ・高齢者宅及び棚田エリアの草刈り等について、区内外から3名以上募り、協力者名簿として整理する。

##### ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

###### ○良好な景観の形成

- ・棚田の山手側の荒廃地について、草刈り等の保全を行う。
- ・美しい景観を確保するため、景観作物としてアジサイを植栽する。

###### ○伝統文化の継承

- ・秋の豊作を願う伝統的な祭り(北原神社例大祭)が毎年9月初旬に開催されている。担い手が減少する中で、令和5年から獅子舞を取りやめ、天狗の舞と北原神社までの提灯行列に祭りのスタイルを変更した。北原神社は棚田の中に位置することから、提灯行列は棚田の中を歩く。祭りについて歴史的、文化的な観点から学ぶ機会を増やし、理解を深めながら伝統文化を継承していく。

###### ○棚田散策ルートの設定と整備

- ・美しい景観の棚田を気軽に安全に散策できる環境を整備(棚田お散歩みち)し、区民はもとより区外の人にも活用してもらい、健康づくりを進める。そのため、散策ルートを設定しマップの作成を行う。
- ・安全に歩けるよう、くぼみ等のある道路の補修を行う。
- ・枯れ葉等により安全に歩けない道路は、ブロアーを導入し、枯れ葉の除去を行う。また、道路に枯れ葉が落ちないように、道路を覆う木を伐採する。
- ・散策ルートに隣接するくるみ公園やふるさとの森を草刈り等により整備し、休憩所として利用する。

### ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

#### ○ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 北原区は、令和6年度から一般社団法人未来社会推進機構と連携し、2050年の未来図「農に生きる村」を目標に「未来のムラ創造プロジェクト」を推進し、地域づくりを進めている。増えつつある空き家を活用し、農業に熱意のある移住者を募集し、移住者と住民が協力して地域課題を解決することで、「農に生きる村」という未来図を叶えていくものである。今後、指定棚田地域振興活動計画に関わる取組も推進機構と連携して進めていく。
- ・ 空き家の所有者の意向調査を継続的に実施するとともに、ホームページ等を活用し、農業に熱意のある移住者を募集していく。
- ・ 棚田エリアの資源を活用した商品（くるみ、米、クロモジ商品等）の販売により、棚田のPRを通じた関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 商品の販売では、棚田のPRチラシを手にとってもらい、単に商品の販売と購入で終わるのではなく、棚田の物語とともに食してもらうことで、地域との関係性を構築する。
- ・ 利益が増加した場合は、その一部を地域に還元し、棚田の保全活動に役立てる。

#### ○ 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 生産から商品化に必要な機械、器具、消耗品等の購入・修繕、ホームページの制作、チラシの作成、営業など、生産から販売まで行う。
- ・ 商品の販売に伴うイベント（くるみ祭りなど）の開催、マルシェ等のイベントへ出店し、棚田のPRを行う。
- ・ 棚田エリアの荒廃地等の一部を利用して、蕨等の山菜を作付けし、道の駅等で販売することで、農家所得の増加と荒廃地の減少を進める。

### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の北原棚田振興協議会の参加者である。

#### 5 北原棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

北原棚田振興協議会は、北原区三役（区長、副区長、前区長）、北原集落協定、北原区ふるさと暮らし支援委員会、北原区道路委員会、北原区水利委員会、北原区環境保全対策委員会、天祢津耕作者組合、区外の構成員、飯山市で構成する。

構成員、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりである。